

議案第 8 号

令和 5 年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算

令和 5 年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,255,773 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第 2 款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における当該款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第 3 款国民健康保険事業費納付金の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における当該款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 15 日提出

行田市長 石 井 直 彦

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,470,331
	1 国民健康保険税	1,470,331
2 負担金		2
	1 負担金	2
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		6,019,437
	1 県補助金	6,019,437
5 財産収入		8
	1 財産運用収入	8
6 繰入金		740,000
	1 繰入金	740,000
7 繰越金		6,208
	1 繰越金	6,208
8 諸収入		19,786
	1 延滞金加算金及び過料	10,500
	2 市預金利子	1
	3 雑入	9,285
歳入合計		8,255,773

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		99,734
	1 総務管理費	86,101
	2 徴税費	12,962
	3 運営協議会費	671
2 保険給付費		5,931,460
	1 療養諸費	5,170,786
	2 高額療養費	731,994
	3 葬祭諸費	7,000
	4 移送費	71
	5 出産育児諸費	21,009
	6 傷病諸費	600
3 国民健康保険事業費納付金		2,112,361
	1 医療給付費分	1,378,598
	2 後期高齢者支援金等分	549,413
	3 介護納付金分	184,350
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		94,847
	1 特定健康診査等事業費	60,978
	2 保健事業費	33,869
6 国民健康保険基金費		8
	1 国民健康保険基金費	8
7 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
8 諸支出金		13,353
	1 償還金及び還付加算金	13,353

(単位：千円)

款	項	金 額
9 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出	合 計	8,255,773

議案第 9 号

令和 5 年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算

令和 5 年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,552 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

行田市長 石 井 直 彦

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 共済会費収入		18,500
	1 共済会費収入	18,500
2 分担金及び負担金		430
	1 負担金	430
3 財産収入		118
	1 財産運用収入	118
4 繰越金		18,500
	1 繰越金	18,500
5 諸収入		4
	1 市預金利子	1
	2 雑入	3
歳入合計		37,552

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		4,074
	1 総務管理費	4,074
2 事業費		23,060
	1 事業費	23,060
3 交通災害共済基金費		10,118
	1 交通災害共済基金費	10,118
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		37,552

議案第 10 号

令和 5 年度行田市介護保険事業費特別会計予算

令和 5 年度行田市介護保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,013,220 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第 2 款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における当該款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 15 日提出

行田市長 石 井 直 彦

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		1,664,976
	1 介護保険料	1,664,976
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1,431,548
	1 国庫負担金	1,159,549
	2 国庫補助金	271,999
4 支払基金交付金		1,814,388
	1 支払基金交付金	1,814,388
5 県支出金		1,013,920
	1 県負担金	958,711
	2 県補助金	55,209
6 財産収入		988
	1 財産運用収入	988
7 繰入金		1,024,101
	1 一般会計繰入金	1,024,100
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		63,154
	1 繰越金	63,154
9 諸収入		144
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 雑入	140
歳入	合計	7,013,220

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		134,086
	1 総務管理費	72,842
	2 徴収費	6,860
	3 介護認定審査会費	53,322
	4 趣旨普及費	1,062
2 保険給付費		6,517,730
	1 介護サービス等諸費	5,971,873
	2 介護予防サービス等諸費	155,233
	3 その他諸費	3,718
	4 高額介護サービス等費	151,674
	5 高額医療合算介護サービス等費	25,132
	6 特定入所者介護サービス等費	210,100
3 基金積立金		988
	1 基金積立金	988
4 地域支援事業費		353,774
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	202,226
	2 包括的支援事業・任意事業費	151,548
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		4,641
	1 償還金及び還付加算金	4,641
7 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	7,013,220

議案第 11 号

令和 5 年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算

令和 5 年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,194,141 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 15 日提出

行田市長 石 井 直 彦

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		919,162
	1 後期高齢者医療保険料	919,162
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		263,805
	1 一般会計繰入金	263,805
4 繰越金		8,450
	1 繰越金	8,450
5 諸収入		2,723
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	2,720
	3 市預金利子	1
	4 雑入	1
歳入合計		1,194,141

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		7,454
	1 総務管理費	4,087
	2 徴収費	3,367
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,182,967
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,182,967
3 諸支出金		2,720
	1 償還金及び還付加算金	2,720
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,194,141